



ささえあって、ひろげる安心。

労働共済 ご案内

2008年改訂版



組合員全員で加入する制度です

組織加入とは

組織のニーズにあった制度をお選びください。

●労働組合で共済会を結成するには、この組織加入共済制度の『労働組合活動事故見舞共済』、『慶弔型①』、『慶弔型②』、『慶弔火災型』、『組織・医療共済』などに加入していただきます。

●組織加入共済制度は、組合員全員が同じ制度を一律の口数で加入する制度です。

※複数の組織加入共済制度を組み合わせることもできます。

※個人加入共済の『交通災害共済』、『団体生命共済』に全員一律加入した場合は、組織加入共済として取り扱うことができます。

(団体生命共済は6ページをご覧ください)

※個人加盟労組(ローカルユニオン共済会や地域共済会など)については、「団体生命共済」と「組織・医療共済」の加入に一定の条件がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。



労働組合活動事故見舞共済

労働組合の機関決定で行っている国内における諸会議や組合主催の行事(危険度が高い運動行為は除く)等に参加中(いずれも往復途中含む)の事故に対する補償制度です。

■月額掛金 1口100円 ■加入最高限度 2口

●給付内容(1口あたり) 年齢制限なし

給付種目	共済事由	共済金額
死亡	労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	10,000,000円
障害	労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級~14級	最高10,000,000円
入院	労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる入院(1日~180日)で事故の日から3年以内のもの	日額 5,000円
実通院	労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる実通院(1日~90日)で事故の日から3年以内のもの	日額 2,500円

1)〔入院+実通院(90日限度)〕の場合は合計180日が限度です。

組織・医療共済

病気や不慮の事故による入院・休業通院に対する保障制度です。

■月額掛金 1口100円 ■加入最高限度 5口

●給付内容(1口あたり) 原則加入年齢65歳未満

給付種目	共済事由	共済金額
病気入院	連続4日以上180日限度	日額 600円
不慮の事故入院	1日以上~180日限度	日額 600円
病気休業通院	連続10日以上90日限度	日額 300円
不慮の事故休業通院	連続10日以上90日限度	日額 300円

- 1)「健康告知」の必要はありません。
- 2)給付基準日数に達したとき、入院や休業通院の第1日目から給付します。
- 3)〔休業通院〕とは医師が「労務不能または安静加療が必要」と診断し、かつ、仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生の場合は、連続10日以上安静加療期間中の実通院日が対象となります)
- 4)〔入院+休業通院(90日限度)〕の場合は合計180日が限度です。
- 5)新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。
- 6)共済事由の原因となる傷病の発生日が、新規加入の発効日以前または、不詳の場合には、共済金を削減する場合があります。
- 7)組織加入者全員の平均年齢が50歳以下、または60歳以上の方が組織加入者の5%以内の場合は、発効日の年齢が65歳以上70歳未満の方も加入できます。

組織加入 共済制度

慶弔共済は組合員や家族のお祝いごとやご不幸等に際しお祝い金・お見舞金を給付する制度です。

慶弔型①

■月額掛金 1口100円 ■加入最高限度 10口

●給付内容(1口あたり) 加入年齢70歳未満

給付種目	共済事由	共済金額
死亡弔慰金	組合員本人 ^{※1} 組合員が死亡した時	30,000円
	親族 同一生計の親族が死亡した時	5,000円
お祝い金	結婚 組合員が結婚をした時	5,000円
	銀婚 組合員が結婚してから25年たった時	5,000円
	子の出生 組合員に子が出生した時	5,000円
	子の小学校入学 組合員の子が小学校に入学した時	5,000円
諱別金	退職 組合員がこの共済制度に加入してから3年以上経過して退職した時	10,000円

※事由発生日において65歳以上の組合員本人の死亡弔慰金は15,000円となります。

慶弔火災型

■月額掛金 1口5円(木造・鉄筋問わず) ■加入最高限度 10口

●給付内容(1口あたり) 年齢制限なし

給付種目	共済事由	共済金額
火災等	全焼・全壊	100,000円
	半焼・半壊	90,000円 [※]
	一部焼・一部壊	30,000円 [※]
自然災害	全壊・流失	30,000円
	半壊	15,000円 [※]
	一部壊	3,000円 [※]
	床上浸水	3,000円
親族の死亡		10,000円

慶弔型②

■月額掛金 1口100円 ■加入最高限度 10口

●給付内容(1口あたり) 加入年齢70歳未満

給付種目	共済事由	共済金額	
死亡弔慰金	組合員本人 ^{※1} 病気死亡	30,000円	
	不慮の事故死亡	40,000円	
	配偶者	20,000円	
	子	10,000円	
住宅災害見舞金	親 同一生計問わず	3,000円	
	火災等	全焼・全壊	100,000円
		半焼・半壊	90,000円 [※]
		一部焼・一部壊	30,000円 [※]
	自然災害	全壊・流失	30,000円
		半壊	15,000円 [※]
		一部壊	3,000円 [※]
床上浸水		3,000円	
親族の死亡		10,000円	
重度障害見舞金		30,000円	
傷病見舞金 ^{※2}	休業連続14日以上	2,000円	
	休業連続30日以上	4,000円	
	休業連続90日以上	8,000円	
お祝い金	結婚	8,000円	
	子の出生	3,000円	
	子の入学(小・中)	2,000円	
退職諱別金		2,000円	

※1 事由発生日において65歳以上の組合員本人の死亡弔慰金は、病気死亡15,000円、不慮事故死亡20,000円となります。

※2 傷病見舞金は一共済期間中に合計8,000円が限度となります。

交通災害共済

国内における交通事故による死亡・身体障害・入院・実通院に対する保障制度です。

■月額掛金 1口100円 ■加入最高限度 5口

●給付内容(1口あたり) 年齢制限なし

給付種目	共済事由	共済金額
死亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	2,000,000円
障害	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級~14級	2,000,000~80,000円
入院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる入院(1日~180日)で事故の日から3年以内のもの	日額 3,000円
実通院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる実通院(1日~90日)で事故の日から3年以内のもの	日額 1,500円

1)〔入院+実通院(90日限度)〕の場合は合計180日が限度です。

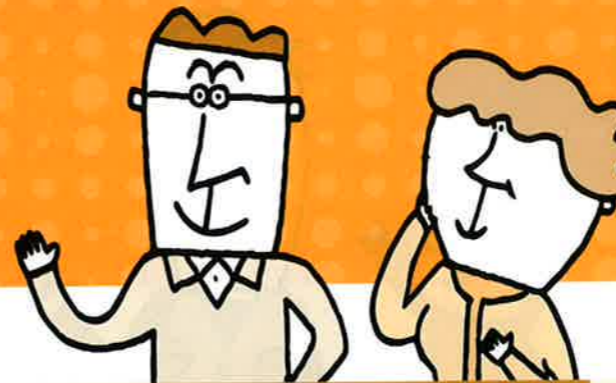
1人1人のニーズにあった制度をお選びください

個人加入とは

●組織加入の制度をとりいれた共済会の組合員、家族は、個人加入共済の各種制度が活用できます。

- 個人生命共済……………5ページ
- 団体生命共済……………6ページ
- 医療共済……………7ページ
- 交通災害共済……………7ページ
- 火災共済……………7ページ
- 自動車共済……………8ページ
- 自転車保険……………8ページ
- 行事スポット保険……………8ページ
- 年金共済……………8ページ
- シニア共済……………9ページ

個人加入 共済制度



※加入率…組合員数に対する生命共済加入者の割合
(いずれか少ない人数を満たしていることが条件)

組織規模	50名未満	100名未満	200名未満	300名未満	300名以上
加入割合	50%以上	40%以上	30%以上	25%以上	20%以上
加入人員	15名以上	30名以上	60名以上	80名以上	100名以上

■個人生命共済の掛金は、加入される個人の年齢によって決まります。
加入年齢65歳未満

申込口数	基本契約	傷害特約		
	すべての死亡 重度障害 (1・2級と3級の2・3・4項) 共済金	死亡共済金	障害共済金 (1~14級)	災害入院 共済金
50	500万円	500万円	500~20万円	日額5,000円
40	400万円	400万円	400~16万円	日額4,000円
30	300万円	300万円	300~12万円	日額3,000円
20	200万円	200万円	200~8万円	日額2,000円
10	100万円	100万円	100~4万円	日額1,000円

※災害入院…不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日~180日)

申込口数	月額掛金					
	35歳未満	35~45歳未満	45~50歳未満	50~55歳未満	55~60歳未満	60~65歳未満
50	1,000円	1,500円	1,750円	2,500円	3,500円	5,000円
40	800円	1,200円	1,400円	2,000円	2,800円	4,000円
30	600円	900円	1,050円	1,500円	2,100円	3,000円
20	400円	600円	700円	1,000円	1,400円	2,000円
10	200円	300円	350円	500円	700円	1,000円

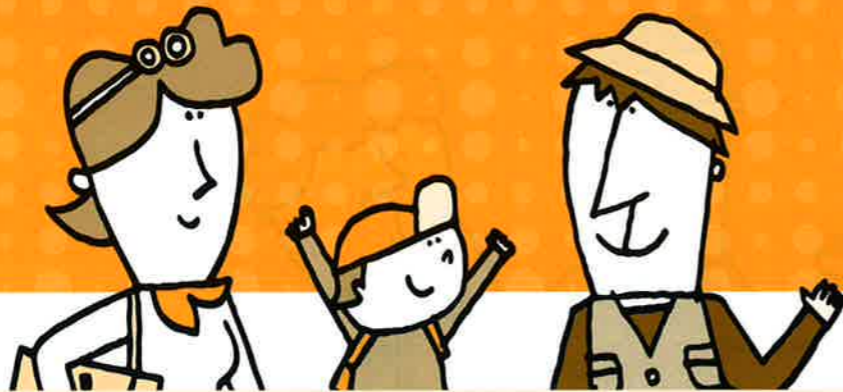
- 加入範囲
組合員本人、配偶者、(同一生計の)子ども、同居・同一生計の2親等以内の親族
- 加入最高限度 50口
※発効日の年齢が4歳未満の子は30口が加入限度です。
- 健康告知
健康告知事項(9ページ参照)に該当する方は加入できません。

■団体生命共済の掛金、加入最高限度は原則として生命共済に加入される組合員の平均年齢、一律加入口数によって決まります。
※下の掛金・給付一覧表は参考例です。詳しくは、各共済会までお問い合わせください。

例 平均年齢47歳、一律加入口数が30口の共済会の給付内容と月額掛金

申込口数	基本契約	傷害特約			月額掛金	
		すべての死亡 重度障害 (1・2級と3級の2・3・4項) 共済金	死亡共済金	障害共済金 (1~14級)	災害入院共済金	大人
150	1,500万円	1,500万円	1,500~60万円	日額 10,000円	4,850円	本人加入限度(150口) 親族加入限度(100口) 配偶者・2親等以内 加入限度(60口)
140	1,400万円	1,400万円	1,400~56万円		4,550円	
130	1,300万円	1,300万円	1,300~52万円		4,250円	
120	1,200万円	1,200万円	1,200~48万円		3,950円	
110	1,100万円	1,100万円	1,100~44万円		3,650円	
100	1,000万円	1,000万円	1,000~40万円		3,350円	
90	900万円	900万円	900~36万円	日額 9,000円	3,000円	
80	800万円	800万円	800~32万円	日額 8,000円	2,650円	
70	700万円	700万円	700~28万円	日額 7,000円	2,300円	
60	600万円	600万円	600~24万円	日額 6,000円	1,950円	1,200円
50	500万円	500万円	500~20万円	日額 5,000円	1,600円	1,000円
40	400万円	400万円	400~16万円	日額 4,000円	1,250円	800円
30	300万円	300万円	300~12万円	日額 3,000円	900円	600円
20	200万円	200万円	200~8万円	日額 2,000円	600円	400円
10	100万円	100万円	100~4万円	日額 1,000円	300円	200円

- ※災害入院…不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日~180日)
- 加入範囲 組合員本人、配偶者、(同一生計の)子ども、同居・同一生計の2親等以内の親族
- 加入最高限度
 - ◆本人……………最高150口
(発効日の年齢が60歳以上65歳未満の方)……………最高 60口
 - ◆配偶者・子ども・2親等以内の親族……………最高100口
(発効日の年齢が60歳以上65歳未満の方)……………最高 60口
(発効日の年齢が4歳以上25歳未満の働いて賃金をとっていない方)……………最高 60口
(発効日の年齢が4歳未満の方)……………最高 30口
- 健康告知
健康告知事項(9ページ参照)に該当する方は加入できません。



プランいろいろ
とりそろえています!

個人加入 共済制度

医療共済

病気や不慮の事故による入院・休業通院に対する保障制度です。

- 月額掛金 1口100円
 - 加入最高限度 10口
 - 加入範囲
 - 健康告知
- 組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居・同一生計の2親等以内の親族
- 健康告知事項(9ページ参照)に該当する方は加入できません。

●給付内容(1口あたり) 加入年齢65歳未満

給付種目	共済事由	共済金額
病 気 入 院	連続4日以上180日限度	日額 500円
不慮の事故入院	1日以上180日限度	日額 500円
病気休業通院	連続10日以上90日限度	日額 250円
不慮の事故休業通院	連続10日以上90日限度	日額 250円

- 1) 組織・医療共済も含めて、10口が加入限度です。
- 2) (休業通院)とは医師が「労務不能または安静療養が必要」と診断し、かつ、仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生の場合は、連続10日以上安静療養期間中の実通院日が対象となります)
- 3) 給付基準日数に達したとき、入院や休業通院の第1日目から給付します。
- 4) [入院+休業通院(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。
- 5) 新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。

交通災害共済

国内における交通事故による死亡・身体障害・入院・実通院に対する保障制度です。

- 月額掛金 1口100円
 - 加入最高限度 5口
 - 加入範囲
- 組合員本人、配偶者、同一生計の子ども・親族

●給付内容(1口あたり) 年齢制限なし

給付種目	共済事由	共済金額
死 亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	2,000,000円
障 害	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級~14級	2,000,000~80,000円
入 院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる入院(1日~180日)で事故の日から3年以内のもの。	日額 3,000円
実 通 院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる実通院(1日~90日)で事故の日から3年以内のもの。	日額 1,500円

- 1) 組織加入共済で交通災害共済に加入している場合には合計5口が加入限度です。
- 2) [入院+実通院(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。

火災共済

- 保障内容
- 火災等共済金



- 風水害等共済金
- 持ち出し家財共済金
- 諸費用共済金(失火見舞・漏水見舞・修理など)
- 風呂の空焚き見舞金

- 1口(最高10万円保障)あたりの掛金
- 木造・簡易住宅 年額60円(月額5円)
- 鉄筋・年額30円(月額2.5円)

■建物と家財はそれぞれ下記の加入基準にて加入して下さい。

- 建物の加入最高限度は、300口・3,000万円(簡易住宅は、150口・1,500万円)
- 建物の加入基準(1坪あたりの加入限度口数)

	木造住宅	鉄筋住宅	簡易住宅
加入限度口数	7口	8口	3口
最高保障額	70万円	80万円	30万円

- 家財の加入最高限度は、150口・1,500万円
- 家財の加入基準(加入限度口数)

居住面積	居住人数	1人	2人	3人	4人以上
10坪以上		50口	130口	140口	150口
10坪未満		50口	60口	70口	80口

- *査定は、当会の住宅災害損害認定基準によります。
- *詳しくは、火災共済の詳しいパンフレットがありますのでご請求下さい。

自動車共済

- 無事故割引の継続可能!
- 全国どこでも24時間事故受付!
- 安い掛金、補償は充実!
- 組合員の立場で示談交渉!
- 車両共済・人身傷害補償・その他特約あり

自転車保険

- 1日わずか8.5円で家族全員の事故の補償
- 自転車事故はもちろん、賠償責任事故も補償
- 加入・給付手続は簡単

*年1回(5月31日締切)の募集です。
*別制度を実施している東京地区については、東京労働共済会の自転車共済にご加入下さい。

行事スポット保険

- レクリエーション、国内旅行、海外旅行や組合行事に
- 組合員とその家族なら誰でも加入できます

*詳しくは、行事スポット保険のパンフレットがありますのでご請求下さい。

年金共済

- お好きなコースを選べます。
- Aコースは堅実型、個人年金保険料控除の対象になります。
 - Bコースは自在型、貯蓄感覚で積み立て、必要に応じて一部解約できます。一般生命保険料控除の対象になります。
 - 途中で脱退しても一時金を受け取ることができます。
 - 年金受取方法は4種類(*5年確定・10年確定・20年確定・15年保証終身)で、年金請求時に選択できます。

*5年確定はBコースのみです。

募集は年2回です。
5月15日締切(8月1日発効) / 11月15日締切(2月1日発効)

運用は生命保険会社4社に委託しています。

- 大同生命(80%)
- 太陽生命(8%)
- 住友生命(8%)
- 日本生命(4%)

()内は委託割合

*詳しくは、年金共済のパンフレットがありますのでご請求下さい。

退職後の
シニアライフを
応援します。



生命・医療共済加入者の方が 65歳からも引き続き加入できる制度です！

シニア生命共済(継続型)

掛金・給付内容

加入年齢70歳未満

口数	10口	20口	30口
月額掛金	300円	600円	900円
すべての死亡 重症障害 (1・2歳と3歳と2・3・4歳) 共済金	50万円	100万円	150万円

加入限度口数

●個人生命共済から継続の場合

30口または65歳満期日時点の加入口数のいずれか少ない口数

●団体生命共済から継続の場合

65歳満期日時点の一律加入口数



※65歳満期日とは、65歳になった直後の満期日(効力発生日に65歳の誕生日を迎える方を含む)をさします

引続き加入者のみで新規加入者で入ることはできません。

シニア医療共済(継続型)

掛金・給付内容

加入年齢70歳未満

口数	1口	2口	3口	4口
月額掛金	100円	200円	300円	400円
病氣入院 (連続4日以上 90日限度)	250円	500円	750円	1,000円
不慮の事故入院 (1日以上 90日限度)	250円	500円	750円	1,000円
病氣安静加療 実通院 (連続10日以上 45日限度)	125円	250円	375円	500円
不慮の事故安静加療 実通院 (連続10日以上 45日限度)	125円	250円	375円	500円

(共済金額はすべて日額)

1) 安静加療実通院とは、医師が連続10日以上安静療養が必要であると認めた期間のうち、実際に通院治療した日をさします。
2) [入院+安静加療実通院(45日限度)]の場合は合計90日が限度です。

加入限度口数

4口または65歳満期日時点の加入口数(組織・医療共済と医療共済の合計)のいずれか少ない口数

健康告知事項

(健康告知事項に該当する方は、生命・医療共済へ新規加入および継続加入時の増口をすることはできません)

「健康告知事項」とは次のものをいい、次のいずれかに該当する場合には、新規加入および継続加入時の増口の申込はできません。
なお、加入申込日から発効日まで「健康告知事項」に該当する事由が発生した場合、当該の加入申込は無効となりますのでご注意ください。

- 加入申込日において、病気やケガ(軽い風邪、花粉症、虫歯、軽度の盲腸、軽度のケガを除く)のため、休業または安静加療をしている者(休業または安静加療を要すると診断されている者を含む)
- 病気(軽い風邪、花粉症、虫歯、軽度の盲腸を除く)で、発効日からさかのぼって1年以内に医師の治療を受けている者(治療を要すると診断されている者を含む)
- ケガのため、発効日からさかのぼって次の日数の休業または安静加療をした者
 - 1カ月以内に、通算して14日以上
 - 6カ月以内に、連続して14日以上
 - 1年以内に、連続して30日以上
- ケガのため、発効日からさかのぼって1年以内に、開頭、開腹または開胸の手術を受けた者。

※「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食餌療法等直接的・間接的な治療をいいます。

■個人情報について

加入者の個人情報は法令等で開示が必要な場合を除き、共済業務遂行の目的以外には利用いたしません。

■税金控除について

労働共済は労働組合が行う自主共済であり、掛金は所得控除の対象になりません。(ただし年金共済を除く)

主な免責事項

免責に関しては、ここに列記したものの他、各共済事業規約・細則の定めにもとづいて運営されます。

ご加入前に必ずお読み下さい

生命・医療・交通災害・火災

生命共済

【基本契約】

第39条(死亡共済金を支払わない場合)

この会は、基本契約において、次の各号のいずれかに該当する場合には、死亡共済金を支払わない。

- 被共済者が発効日から1年以内に自殺したとき。
- 被共済者の犯罪行為により死亡し、この会が共済金の支払を適当でないと認めたとき。
- 共済金の受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その者が共済金の一部の受取人である場合には、共済金からその者が本来受け取るべき共済金額を差し引いた残額を他の共済金受取人に支払う。
- 共済契約者が、故意または重大な過失により被共済者(共済契約者と同一人である場合を除く)を死亡させたとき。

- 前項第1号の規定は、当該共済契約者の全員一律加入契約または集団一律加入契約に相当する基本契約の部分については適用しない。
- この会は、第1項第1号の規定にかかわらず、配偶者加入共済契約、子供加入共済契約、および家族加入共済契約について、当該共済契約にかかる被共済者が、発効日から1年以内に自殺した場合には、次の各号のうちいずれか小さい金額を死亡共済金として支払う。

- 配偶者加入共済契約、子供加入共済契約および家族加入共済契約にかかる共済金額の50%に相当する金額
- 当該共済契約者の全員一律加入共済金額または集団一律加入共済金額
- 300万円

第40条(重度障害共済金を支払わない場合)

この会は、基本契約において、次の各号のいずれかに該当する場合には、重度障害共済金を支払わない。

- 被共済者が発効日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき。
- 被共済者の故意(自殺行為を除く)により重度障害となったとき。
- 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき。この会が共済金の支払を適当でないと認めたとき。
- 共済契約者が、故意または重大な過失により被共済者(共済契約者と同一人である場合を除く)を重度障害させたとき。

- 前項第1号の規定は、当該共済契約者の全員一律加入契約または集団一律加入契約に相当する基本契約の部分については適用しない。
- この会は、第1項第1号の規定にかかわらず、配偶者加入共済契約、子供加入共済契約、および家族加入共済契約について、当該共済契約にかかる被共済者が、発効日から1年以内に自殺行為により重度障害となったときには、次の各号のうちいずれか小さい金額を重度障害共済金として支払う。

- 配偶者加入共済契約、子供加入共済契約および家族加入共済契約にかかる共済金額の50%に相当する金額
- 当該共済契約者の全員一律加入共済金額または集団一律加入共済金額
- 300万円

【傷害特約】

第57条(傷害特約共済金を支払わない場合)

この会は、傷害特約において、次の各号のいずれかに該当する場合には、傷害特約共済金を支払わない。

- 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意(自殺行為を含む)または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合には、共済金からその者が本来受け取るべき共済金額を差し引いた残額を他の共済金受取人に支払う。
- 被共済者の犯罪行為によるとき。
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被共済者が法令に定める酒気帯びまたはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 運転者が被共済者の場合で最高速度違反(時速30(高速道路40)km以上の速度超過)、信号無視(踏切警報機の警報無視含む)で事故が発生したとき。また、未整備の車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
- 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。

- この会は原因のいかんを問わず「頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものについては、共済金を支払わない。

医療共済

第26条(共済金を支払わない場合)

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

- 被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または不実を記載し、あるいは書類を偽造したとき。
- 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
- 被共済者または共済金受取人の犯罪行為によるとき。
- 原因のいかんを問わず、「頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚所見の認められないものによるとき。

- 正常妊娠・分娩によるとき。
- 被共済者の精神障害、薬物依存等によるとき。または薬物依存等により生じた傷病によるとき。
- 発効日において、被共済者について既に判明していた先天性の異常(発育異常、発育不全等含む)によるとき。

交通災害共済

第27条(共済金を支払わない場合)

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

- 被共済者または共済契約者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を偽造したとき。
- 被共済者または共済契約者あるいは共済金受取人の故意または重大な過失により事故が発生したとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部についての受取人の場合、共済金額から該当する金額を控除し、残額を他の共済金受取人に支払う。
- 運転者および同乗者が被共済者の場合で、無資格運転、飲酒運転により事故が発生したとき。
- 運転者が被共済者の場合で最高速度違反(時速30km(高速道路40km)以上の速度超過)、信号無視(踏切警報機の警報無視含む)で事故が発生したとき。また、未整備の車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
- 被共済者または共済金受取人の犯罪行為または私闘行為により事故が発生したとき。
- 地震、噴火、津波、洪水、暴風雨その他これに類する天災により事故が発生したとき。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の非常の出来事により事故が発生したとき。

- 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性によって事故が発生したとき。
- 原因のいかんを問わず、「頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚所見の認められないものによるとき。
- 試運転、訓練、競技、飛行中に事故が発生したとき。
- 船舶乗組員、漁夫、船頭等の職務としての船舶乗組中に事故が発生したとき。
- 被共済者が職務として以下の作業に従事し、当該作業に直接起因する事故が発生したとき。

- 荷役作業、交通乗用具への荷物の積込、積卸しおよび交通乗用具上における荷物の整理、調整等一連の作業を含む。
- 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃作業。
- 定期・不定期航空運送事業の用に供されていない航空機の操縦中、または当該航空機搭乗を職務とする者が職務上搭乗中に事故が発生したとき。搭乗することを職務とする者とは、業務遂行のために搭乗している者で、航空写真測量技師、航空カメラマン、機関士、操縦士等をいう。なお、定期・不定期航空運送事業の用に供される航空機については、厳重な監督と充分な整備・点検が実施されており、比較的安全度が高いため、これらの航空機への職務上の搭乗(パイロット、スチュワーデス、バーサー等)は除く。
- 被共済者の脳疾患・心疾患等の疾病、精神障害または薬物依存等により事故が発生したとき。
- 公的機関等の第三者の発行する事故証明書等が提出できないとき。

火災共済

第35条(共済金を支払わない場合)

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

- 共済契約者が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または不実を記載し、あるいは書類を偽造したとき。
- 共済契約者の故意または重大な過失および犯罪行為により損害が発生したとき。
- 共済契約者または共済目的の所有者の同一生計の親族の故意により損害が生じたとき。
- 火災等または風水害等に際し、共済目的の紛失、盗難による損害。
- 原因が直接または間接である問わず、地震、噴火、津波その他これに類する天災により損害が生じたとき。
- 原因が直接または間接である問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の非常の出来事により損害が生じたとき。

- 前項各号に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を請求することができる。